

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(別冊) 調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について 第2章 基本的な事務手続及び留意事項 3 調査時における手続 (1) 身分証明書等の携帯等 実地の調査を実施する場合には、身分証明書<u>(国税職務証票の交付を受けている場合は国税職務証票)</u>及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行う。 (注) 行政指導の目的で納税義務者の事業所等に往訪する場合であっても身分証明書<u>(国税職務証票の交付を受けている場合は国税職務証票)</u>を携帯・提示し、行政指導で往訪した旨を明らかにすることは必要であることに留意する。	(別冊) 調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について 第2章 基本的な事務手続及び留意事項 3 調査時における手続 (1) 身分証明書等の携帯等 実地の調査を実施する場合には、身分証明書及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行う。 (注) 行政指導の目的で納税義務者の事業所等に往訪する場合であっても身分証明書を携帯・提示し、行政指導で往訪した旨を明らかにすることは必要であることに留意する。